

令和8年度 インフルエンザ予防接種について

令和8年度のインフルエンザ定期予防接種(高齢者対象)及び区の助成対象である任意予防接種(こども対象)について、以下のとおり変更する。

1 定期予防接種の使用ワクチン変更

令和8年6月 15 日の厚生委員会において、今年度より 75 歳以上の方を対象とした高用量インフルエンザHAワクチンの使用が開始される方針である旨を報告したところであるが、令和8年7月 21 日付け厚生労働省事務連絡にて、高用量インフルエンザHAワクチンの供給が困難であることを踏まえ、令和8年度の定期接種では使用しない旨の連絡があった。

このことにより、今年度の定期高齢者インフルエンザ予防接種は、引き続きインフルエンザ HA ワクチン(いわゆる標準量ワクチン)のみを用いることとし、高用量インフルエンザHAワクチンについては、今年度の定期接種では使用しないこととなった。

【変更前(当初の予定)】

○65 歳以上※1:標準量インフルエンザHAワクチン

○75 歳以上:標準量インフルエンザHAワクチンまたは高用量インフルエンザHAワクチン

【変更後】

○65 歳以上※1:標準量インフルエンザHAワクチン

※1 60 歳以上 65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはHIVによる免疫の機能に重い障害があることにより、身体障害者手帳1級を所有する方を含む。

2 定期予防接種及び任意予防接種の接種期間変更

今年度の流行開始が早いことから、令和8年8月 31 日厚生労働省より定期予防接種期間の開始時期を例年より早めることが可能との周知が行われたことを受け、定期予防接種及び任意予防接種の接種開始日を一週間早める。

【変更前(当初の予定)】

○令和8年 10 月1日から令和9年1月 31 日まで

【変更後】

○令和8年9月 24 日から令和9年1月 31 日まで